

この申請書は以下の学生が対象です。
日本学生支援機構の給付奨学生継続申請者

令和4年度 日本学生支援機構給付奨学生提出書

年 月 日

学 生 番 号 _____

氏 名 _____

授業料免除申請書類一式 ※準備したものに☑してください。

- 令和4年度日本学生支援機構給付奨学生提出書（この用紙）
- A 様式2 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書
- 84円切手 1枚（結果通知送付用）

【結果の通知について】

通知時期	日本学生支援機構給付奨学生の継続手続きの約2か月後
通知方法	授業料免除用掲示板で全体結果及び結果通知日をお知らせします。また、個別に「結果通知用封筒」にて結果を郵送しますので、 <u>下記ウェブサイト</u> にアクセスし、 <u>郵便番号・住所・氏名等を登録してください</u> 。なお、「結果通知用封筒」は本学が用意し、申請書類の84円切手はこちらで貼付します。 ※申請後、転居した場合及び送付先住所等が変更になった場合は、必ず大学の授業料免除担当者にも連絡してください。また、転居した場合は、郵便局で「転居・転送サービス」の手続も必ず行ってください。

【結果通知送付先の登録】



原則、春学期と同じ住所に結果通知を送付しますが、春学期と異なる住所に結果通知の送付を希望する方は、登録をお願いいたします。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=JV8MPrcmfUiS2dHOcM5aW_thq4QtxKhInwVLqemv5xZUQUM1TFE0NU40WkZCQUpEM01GSldCMEpVUy4u

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、国立大学法人東京学芸大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が国立大学法人東京学芸大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名			高校卒業年月	年 月 卒業
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(満 歳)	
	現住所	〒 _____ 都道府県 _____ 市区町村 _____			
	所属	類	専攻 選修 コース	学籍番号	
	学年	年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
	給付奨学金の奨学生番号	5____ - 04 - _____			

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付奨学金の申込みを行わず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学した学生であって、編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、あわせて(別紙2)の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて(別紙3)の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて申し込む(既に申し込んでいる)場合は、別紙1～3の提出は不要です。)
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ニ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

2022年（提出日を記入）月 日

国立大学法人東京学芸大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、国立大学法人東京学芸大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が国立大学法人東京学芸大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	ガクゲイ ハナコ			入学年月	2022 年 4月入学	
	氏名	学芸 花子			高校卒業年月	2022 年 3月卒業	
	生年月日	(西暦)	2003年	7月	10日生	(満 19 歳)	
	現住所	〒 184 - 8501 東京 都道府県 小金井 市区町村 貫井北町4-1-1					
	所属	A 類	学校教育	専攻 選修 コース	学籍番号	A22-0000	
	学年	1 年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信			
日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報							
	給付奨学金の奨学生番号	5 00 - 04 - 000000 (6桁)					

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)